

行為許可申請に伴う宣誓書

該当しない項目以外、すべてチェックしてください。

公園利用について

公園利用のルールを守り、管理者からの指示を遵守します。

公園を占有することなく、一般の公園利用者の妨げとならないようにします。

音響を使用する場合、音量、時間帯について十分配慮し、音の発生が長時間とならないようにしたうえで、近隣住民の迷惑にならないようにします。

行為後は、必ず公園の現状復旧を行い、ゴミ等を放置しません。

公園施設を損傷等した場合は、公園管理者に届け出たうえで求められた対応に適切に応じます。

行為の許可に伴い、管理者より必要書類提出の求めがあった場合は、期日までに適切に対応します。

公園周辺に路上駐車や路上駐輪が発生しないよう、必要な対策を講じます。

実施する行為は専ら営利を目的とせず、公共の福祉に供する内容です。

申請団体等について

戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者に該当しません。

申請する行為は集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織、政治活動及び宗教活動を行う組織の利益になりません。

関係機関等への届出等について

火器器具を利用する場合、責任者を選任し、予め消防機関に届出を行います。

催し等で来場者や参加者が見込まれる場合、レクリエーション損害保険等に加入し、有事への備えは申請者により行います。

飲食物の提供を行う場合、埼玉県南部保健所のルールに従い、適切な届出を行います。

行為を行う公園の属する町会に事前に説明を行い、理解を得ています。

料金の徴収等について

入場料徴収について、類似の催しと比較し極端な料金ではありません。

物品の販売について、その内容と価格は適正です。

催し開催に伴うキッチンカー等の出店がある場合、出店料は徴収しません。（協賛金、賛助金は可）

その他

チラシの配布、ポスター掲示、HPやSNS等での周知活動は必ず行為許可後に行います。やむを得ず事前周知を行う場合は、確定情報としません。（例： 月 日 公園にて開催予定）

行為許可後、内容に変更や追加が生じた場合は、市に随時報告のうえ、実施の可否について相談し、是正等の指示に従います。

行為許可後、指定の期日までに必要書類の提出ができない場合、催しの開催ができないことに同意します。

行為許可について、今後同様の催しの開催を保証するものではないことに同意します。

上記内容について、虚偽がないことを確認し、関係者にも周知することを宣誓します。

年 月 日

住所

団体名

代表者氏名